

令和6年第1回高松市議会定例会提出予定議案

1	令和6年度高松市一般会計予算	171,900,000千円
2	令和6年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	39,780,098千円
3	令和6年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	7,835,018千円
4	令和6年度高松市介護保険事業特別会計予算	43,902,377千円
5	令和6年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	100,511千円
6	令和6年度高松市食肉センター事業特別会計予算	381,005千円
7	令和6年度高松市競輪事業特別会計予算	24,893,874千円
8	令和6年度高松市卸売市場事業特別会計予算	639,814千円
9	令和6年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	112,300千円
10	令和6年度高松市駐車場事業特別会計予算	675,011千円
11	令和6年度高松市病院事業会計予算	12,285,007千円
12	令和6年度高松市下水道事業会計予算	23,237,321千円

13 高松市市民活動センター条例の一部改正について

〔R 7. 4. 1から施行〕

高松市市民活動センターの管理を指定管理者に行わせることができることとするため、改正するもの

- (1) 指定管理者による管理について定めるもの
- (2) 利用料金について定めるもの
- (3) 利用料金の納付について定めるもの
- (4) 利用料金の減免について定めるもの
- (5) 指定管理者の指定の取消し等があった場合における利用料金の取扱いについて定めるもの

14 高松市隣保館等条例及び高松市児童厚生施設条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

隣保館である高松市吉光文化センターに高松市吉光児童館を統合し、隣保館及び児童館（以下「隣保・児童館」という。）とするため、改正するもの

- (1) 高松市隣保館等条例の一部改正
 - ア 高松市吉光文化センターに高松市吉光児童館を統合し、隣保・児童館とすることにより、単独設置の隣保館を廃止することに伴い、次のように用語の整備をするもの

現 行		改正後
隣保館等	→	隣保・児童館

- イ (1)アに伴い高松市吉光文化センターを隣保・児童館とし、隣保館と隣保・児童館の区分を廃止するもの
 - ウ 高松市吉光文化センターにおいて使用することのできる施設に遊戯室を加える等の所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市児童厚生施設条例の一部改正
 - ア 児童厚生施設を列記する表から高松市吉光児童館を削るもの

15 高松市職員定数条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1 から施行〕

定年の段階的な引上げに伴い常時勤務する職員の増加が見込まれること並びに暫定再任用制度において常時勤務することができる職員の年齢が段階的に引き上げられることに伴い短時間勤務の暫定再任用職員が減少し、及び常時勤務する暫定再任用職員の増加が見込まれることに鑑み、市長部門の職員の定数を見直すため、改正するもの

- (1) 市長部門の職員の定数を次のとおり変更するもの

現 行		改正後
2, 4 3 8 人	→	2, 4 6 8 人

16 高松市職員の給与に関する条例及び高松市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1 から施行〕

新たに設置する高松市東京事務所に勤務する職員に対し支給する地域手当及び旅費に関し必要な事項を定めるため、改正するもの

- (1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

高松市東京事務所に勤務する職員に対し支給する地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額とするもの

- (2) 高松市職員等の旅費に関する条例の一部改正

高松市東京事務所から東京都の特別区以外の都内への旅行は県内旅行とするため、県内旅行の用語の意義を見直すもの

17 高松市職員退職手当支給条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市職員の給与に関する条例附則第40項の規定による職員の給料月額の改定（以下「給料月額7割措置」という。）の適用を受ける者のうち、給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある者に係る退職手当の基本額を定める等のため、改正するもの

- (1) 給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある者に対する退職手当の基本額は、(2)又は(3)に定める額とするもの
- (2) (1)の場合において、当該減額をされた日の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給料月額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超えない場合にあっては、当該減額をされた日が7割措置減額日より後のものに限る。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置により給料月額の減額をされた日の前日におけるその者の給料月額が退職の日におけるその者の給料月額より多いときの退職手当の基本額の計算方法を定めるもの

- (3) (2)により計算した額の上限を定めるもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

18 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行
 (2)は公布の日から施行

- (1) 「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」に係る用語の意義を定めるもの
- (2) 保険証に代えてマイナンバーカードを利用することとなることに伴い、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する特定個人情報を個人番号の利用範囲に追加するもの
- (3) 法別表第2の廃止に伴い、所要の規定整備及び引用条項の整備をするもの
- (4) 所要の規定整備をするもの

19 高松市施設整備基金条例の一部改正について

市有施設の老朽化等への対応として当該施設を解体する場合においても、高松市施設整備基金をその経費の財源に充てることができることとする等のため、改正するもの

〔R6. 4. 1から施行〕

- (1) 「市有施設の整備」に、市有施設の解体を含むこととするもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

20 高松市市税条例及び高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の一部改正について

市税の減免に関する取扱いの一部を見直すため、改正するもの

〔公布の日から施行〕

- (1) 高松市市税条例の一部改正
 - ア 市民税の減免を取り消す規定を削るもの
 - イ 固定資産税の減免を取り消す規定を削るもの
 - ウ 軽自動車税（種別割）の減免を取り消す規定を削るもの
 - エ 事業所税の減免を取り消す規定を削るもの
- (2) 高松市過疎地域内固定資産税課税免除条例の一部改正

ア 固定資産税の免除を取り消す規定を削るもの（偽りの申請その他不正な行為により課税の免除の適用を受けたときを除く。）

21 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定等に伴い、
改正するもの

- (1) 「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改めるもの
- (2) 「指定介護療養型医療施設」の設置期間が終了することに伴い、所要の規定整備をするもの
- (3) 所要の規定整備をするもの

22 高松市国民健康保険条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、改正するもの

- (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

現 行	→	改正後
2 2 万円		2 4 万円

- (2) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額（以下「被保険者均等割額等」という。）の減額の対象となる納付義務者の範囲を次のとおり拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
4 3 万円 + 2 9 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	4 3 万円 + 2 9 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
4 3 万円 + 5 3 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)	4 3 万円 + 5 4 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

- (3) 病床転換助成事業の期限延長に伴い、引き続き病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険料を賦課する特例措置を講ずるとともに、所要の規定整備をするもの
- (4) 退職者医療制度の経過措置に係る規定を削るもの
- (5) 高松市市税条例の一部改正に準じ、国民健康保険料の減免を取り消す規定を見直すもの
- (6) 所要の規定整備をするもの
- (7) 引用条項の整備をするもの

23 高松市ふれあい福祉センター条例の一部改正について

〔R 6. 7. 1から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市ふれあい福祉センター（以下「福祉センター」という。）の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 会議室等使用料の額を改定するもの

ア 大会議室

	現 行		改正後
午前9時から午後5時まで	5, 310円	→	5, 780円
午後1時から午後10時まで	5, 580円	→	6, 500円
午前9時から午後10時まで	8, 350円	→	9, 390円

イ 第1会議室、第2会議室及び研修室

	現 行		改正後
午前9時から正午まで	510円	→	560円
午後1時から午後5時まで	660円	→	750円
午前9時から午後5時まで	1, 040円	→	1, 500円
午後1時から午後10時まで	1, 200円	→	1, 680円
午前9時から午後10時まで	1, 700円	→	2, 430円

- (2) 会議室等において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている使用料は徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

24 高松市介護保険条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

令和6年度から令和8年度までの次期事業運営期間における保険料率及び基準所得金額を改定するため、改正するもの

- (1) 令和6年度から令和8年度までの期間における第1段階から第3段階まで及び第9段階から第14段階までに該当する者に係る保険料率を次のように改定するもの

現 行			改正後	
第 1 段 階	3万9,800円	→	3万6,300円	
第 2 段 階	5万4,200円	→	5万200円	
第 3 段 階	5万7,400円	→	5万3,800円	
第 9 段 階	13万1,400円	→	13万5,400円	
第 1 0 段 階	13万9,300円	→	15万1,300円	
第 1 1 段 階	14万7,300円	→	16万7,200円	
第 1 2 段 階	15万5,300円	→	18万3,100円	
第 1 3 段 階	16万3,200円	→	19万1,100円	
第 1 4 段 階	17万1,200円	→	19万9,000円	

- (2) 令和6年度から令和8年度までの期間における第9段階から第14段階までに該当する者に係る基準所得金額を次のように改定するもの

現 行			改正後	
第 9 段 階	320万円以上 400万円未満	→	320万円以上 420万円未満	
第 1 0 段 階	400万円以上 500万円未満	→	420万円以上 520万円未満	
第 1 1 段 階	500万円以上 600万円未満	→	520万円以上 620万円未満	
第 1 2 段 階	600万円以上 700万円未満	→	620万円以上 720万円未満	
第 1 3 段 階	700万円以上 800万円未満	→	720万円以上 820万円未満	
第 1 4 段 階	800万円以上	→	820万円以上	

- (3) 第1段階から第3段階までに該当する者についての保険料の減額賦課を適用する期間を令和6年度から令和8年度までとするとともに、第1段階に該当する者に係る減額賦課を適用する場合の保険料率を次のように改定するもの

現 行		改正後
2万3,900円	→	2万2,700円

25 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

介護保険法の一部改正による経過措置期間が終了することに伴い、高松市民病院塩江分院の病床の一部を廃止するとともに、診療科目を新設し、及び廃止するため、改正するもの

- (1) 高松市民病院塩江分院の病床数を87床から67床に変更するもの
- (2) 高松市民病院塩江分院の診療科目に泌尿器科を新設するもの
- (3) 高松市民病院塩江分院の診療科目のうち脳神経外科及び皮膚科を廃止するもの

26 高松市スポーツ施設条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市亀水運動センターを都市公園法に基づく都市公園内の公園施設であるスポーツ施設とするため、改正するもの

- (1) 高松市スポーツ施設条例の一部改正
 - ア スポーツ施設としている高松市亀水運動センターについて、都市公園法に基づく都市公園「高松市亀水中央公園」内の公園施設であるスポーツ施設に変更するもの
 - イ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市都市公園条例の一部改正
 - ア (1)アに伴い、都市公園内の公園施設のうち高松市スポーツ施設条例の適用を受ける特定の公園施設を定める表に、公園の名称「高松市亀水中央公園」及び公園施設の名称「高松市亀水運動センター」を加えるもの
 - イ 所要の規定整備をするもの

27 高松市美しいまちづくり・景観審議会条例の制定について

〔R 6. 8. 1から施行〕

高松市美しいまちづくり審議会及び高松市景観審議会を統合することにより、効率的かつ機動的に審議を行うため、制定するもの

- (1) 高松市美しいまちづくり・景観審議会条例の制定
 - ア 設置について定めるもの
 - イ 所掌事項について定めるもの
 - ウ 組織について定めるもの
 - エ 任期について定めるもの
 - オ 臨時委員について定めるもの
 - カ 会長について定めるもの
 - キ 会議について定めるもの
 - ク 守秘義務について定めるもの

- ケ 庶務について定めるもの
- コ 委任について定めるもの
- (2) 高松市景観審議会条例の廃止
 - (1)に伴い、高松市景観審議会条例を廃止するもの
- (3) 高松市美しいまちづくり条例の一部改正
 - ア (1)に伴い、高松市美しいまちづくり審議会の設置に係る規定を削るもの
 - イ (1)に伴い、高松市美しいまちづくり審議会の名称を改正するもの
- (4) 高松市景観条例の一部改正
 - (1)及び(2)に伴い、高松市景観審議会の名称を改正するもの
- (5) 高松市屋外広告物条例の一部改正
 - (1)及び(2)に伴い、高松市景観審議会の名称を改正するもの
- (6) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - ア (1)に伴い、美しいまちづくり審議会委員の名称を改正するもの
 - イ (2)に伴い、特別職の職員の報酬額等を定める表から景観審議会委員・臨時委員に支給する報酬額及び旅費額の規定を削るもの
 - ウ 所要の規定整備を要するもの

28 高松市漁港管理条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

漁港漁場整備法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 法の題名の改正に伴い、所要の規定整備をするもの

29 高松市建築関係手数料条例等の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の制定等に伴い、改正するもの

- (1) 高松市建築関係手数料条例の一部改正
 - ア 建築基準法施行令に基づく、敷地の接道に関する制限又は道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数料の額について定めるもの
 - イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の題名の改正に伴い、所要の規定整備をするもの
 - ウ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市建築基準法施行条例の一部改正
 - ア 建築基準法の用語の定義の改正に伴い、所要の規定整備及び引用条項の整備をするもの

の

(3) 高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正

- ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正に伴い、所要の規定整備をするもの

30 高松市市営住宅条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、改正するもの

- (1) 生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者を配偶者からの暴力を受けた者に準ずる者として定め、一定の要件を満たす場合は入居者資格を満たすこととするもの
- (2) 引用条項の整備をするもの

31 高松市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 高松市下水道事業の設置等に関する条例
- ア 引用条項の整備をするもの
- (2) 高松市病院事業の設置等に関する条例
- ア 引用条項の整備をするもの
- (3) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- ア 引用条項の整備をするもの
- (4) 高松市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- ア 引用条項の整備をするもの

32 高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額を改定するもの

33 高松市消防手数料条例の一部改正について

R 6. 4. 1 から施行
(2)は公布の日から施行

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を引き上げる等のため、改正するもの

(1) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を次のように引き上げるもの

ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの

現 行		改正後
118万円	→	145万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの

現 行		改正後
141万円	→	172万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの

現 行		改正後
159万円	→	192万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの

現 行		改正後
195万円	→	236万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの

現 行		改正後
227万円	→	274万円

カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの

現 行		改正後
455万円	→	564万円

キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの

現 行		改正後
582万円	→	724万円

ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの

現 行		改正後
707万円	→	879万円

(2) 引用条項の整備をするもの

34 女木辺地に係る総合整備計画の策定について

女木町の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、総合整備計画を定めるもの

(1) 高松市鬼ヶ島おにの館の改修に係る総合整備計画を定めるため、議会の議決を求めるもの

35 男木辺地に係る総合整備計画の策定について

男木町の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、総合整備計画を定めるもの

- (1) 男木島灯台資料館の改修に係る総合整備計画を定めるため、議会の議決を求めるもの

36 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 11,000,000円を上限とする額
- (2) 相手方 内橋 翔 (公認会計士)

37 議決の変更について

平成31年3月22日に議会の議決を経た工事請負契約（高松第一高等学校改築工事）（令和2年2月20日、令和4年5月18日、令和4年8月23日及び令和5年6月6日におけるそれぞれの地方自治法第180条第1項の規定による工事請負契約の契約金額の変更に係る専決処分並びに令和5年7月10日変更議決）について、当初想定をしていなかった地中障害物の存在が判明し、これを撤去し、及び処分する必要が生じたこと等のために行った設計変更により、設計金額に変更を生じ、契約金額を変更する必要が生じたため、変更するもの

変更前

変更後

- ・契約金額 7,285,491,660円 → 7,293,917,660円

【参考】平成31年3月22日の議決における契約金額6,804,000,000円

38 工事請負契約について

高松競輪場再整備事業建設工事の契約を締結するもの

- (1) 契約の方法 随意契約
- (2) 契約金額 7,030,100,000円
- (3) 契約の相手方 大成・日栄特定建設工事共同企業体

39 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道4路線を認定するもの

- ・仏生山町137号線ほか3路線

40 路線の変更について

市道路線編入の申請等に伴い、市道4路線をそれぞれ変更するもの

- ・三谷町52号線ほか3路線

41 専決処分の承認について

高松市花園コミュニティセンター改築基本設計業務委託契約について、本市がその任意解除権に基づき契約期間の途中で当該契約を解除したことにより、契約の相手方がそのときまでに業務を実施していたことによる損害の賠償事件について、早急に相手方への補償を行うため、損害賠償の額を決定するとともに、相手方と和解するため、去る1月24日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は、契約の相手方に及ぼした損害の賠償として、当該契約に基づき相手方が既に実施した業務に係る金額に相当する174万9,570円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係の存しないことを確認する。

42 専決処分の承認について

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により盛り込まれた「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」についての制度内容が、同年12月14日、国から示され、同月22日、その財源として令和5年度予備費の使用が閣議決定されたことを受け、「低所得者支援給付金」を個人住民税均等割のみ課税世帯等に対し速やかに支給するための予算を、早急に措置する必要性が生じたため、去る2月2日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

43 専決処分の承認について

浸水被害防止に関する対策実施請求調停事件について、裁判所から示された調停条項案に合意することとし、調停を成立させるため、去る2月13日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 調停条項の内容

ア 市は申立人に対し、調停条項案に示された工事等を施行することを約する。

イ 申立人は市に対し、(1)アの工事に際し、必要な範囲において、市及び工事関係者が、申立人の所有する住宅の敷地内に立ち入ることを認める。

ウ 申立人は、その余の請求を放棄する。

エ 市と申立人は、市と申立人との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

オ 調停費用は各自の負担とする。